

平成 20 年 2 月 14 日 まちづくり調整・都市整備委員会資料 都 市 整 備 局
--

新市庁舎・関内地区等整備促進事業について

1 事業目的

新市庁舎の整備は、単に庁舎を整備するだけでなく、港町（現庁舎）地区周辺の再整備を契機とした関内地区の活性化と一体で進めていくことが必要です。

これを円滑に進めていくためには、新市庁舎整備にかかわって様々な活用できる一定規模の土地が必要となることから、候補地の一つであり、かつ、現庁舎に近い北仲通南地区の独立行政法人都市再生機構の所有地を取得し、新市庁舎の整備や関内地区等の活性化を促進します。

2 事業内容

今回取得する土地は、都市再生機構が第二種市街地再開発事業を施行中である土地 11,735.82 m²〔施行面積のうち市有地（道路部分）を差し引いた面積〕であり、平成 19 年 8 月に本市から譲渡の申入れを行ったものです。これに対して 12 月に、本市が特定建築者となることを基本に譲渡に向けて協議する旨の回答があり、協議の結果、譲渡に関して基本的な合意ができたので、今年度中に敷地譲渡契約を締結し、土地を取得するものです。

○取得総額：16,780,000,000 円

○取得面積：11,735.82 m²

3 補正予算案

(単位：千円)

補正前の額	補正額	補正財源
0	13,500,000	市庁舎整備基金

4 債務負担行為の設定

(1) 事 項：北仲通南地区敷地譲渡契約の締結に係る予算外義務負担

(2) 期 間：平成 20 年度

(3) 限度額：3,280,000 千円

(4) 年次割額：

(単位：千円)

平成 19 年度補正	平成 20 年度	合計
13,500,000	3,280,000	16,780,000

敷地の位置図・案内図

地番：中区本町六丁目50番10ほか

